

著作権 契約書



第15回

ネットの“巨人”は本の大海上を飲み干せるのか？

弁護士・ニューヨーク州弁護士 福井健策

福井 健策

— 駆のグーグル和解の解説 —

1 メディアを騒がす グーグル和解とは？

インターネット検索エンジンでは世界で圧倒的シェアを握るグーグル。そのグーグルの「ブック検索」という巨大プロジェクトがあります。古くから蓄積し、誰でもその内容をサーバーに蓄積し、それを全文検索できるようにしようという計画です。蔵書提供で協力するのはハーバード大学など全米の主要な図書館。日本からも慶應大学図書館が加わっています。同社によればデジタル化された文献はすでに700万冊。このペースで蓄積が進めば、書籍の探し方をまったく変えてしまう画期的なプロジェクトにはちがいありません。

この「ブック検索」を米国の作家協会などが訴えた集団訴訟（クラスアクション）が昨年10月に和解しました。

実はこの和解は、日本の作家・漫画などの著者もほとんどが当事者なのです。はたして、どんな和解でしょうか。

2 グーグルは

何ができるようになるのか？

まず、和解の対象となるのは、2009年1月5日以前に出版／頒布された書籍や、その中の序文、歌詞、グラフなど。米国内での出版には限定されていません。つまり、日本を含む世界中のほとんどの国の過去の書籍が対象になるのです（雑誌類は除く）。日本の国会図書館の所蔵和漢書が650万冊強だから、世界中ならば億に達するかもしれません。

著者・遺族 出版社は2009年5月5日までに「除外通知」というものを出さなければ、自動的にこの和解に拘束されます。その場合、裁

判所が和解を承認すれば、グーグルは書籍・挿入物のデジタル化を継続し、以下の利用ができます。

- (1) 団体や個人へのオンライン販売（全文閲覧やコピーペースト・プリントを含む）
- (2) 公共図書館・高等教育機関による無償アクセス
- (3) ページへの広告表示
- (4) プレビュー・や抜粋表示

など

以上を「表示使用」といいますが、一覧のとおりかなり広範な配信ビジネスができます。ただ、米国の権利者への大きな配慮として、刊行中・市販中の書籍はこの配信ビジネスには含まれず、権利者の通知で追加で引き扱いです。

逆に、米国で市販されていない

件の説明と申し立ての受付のための専門サイトを、日本語を含む80もの言語で立ち上げています。このサイト上で権利者は自分の「アカウント」を作成でき、作品を登録したり、配信ビジネスからはずすよう指定できる仕組みです。ただ、グーグルによる仕組みの説明はお世辞にもわかりやすいと言えるものではありません。

3 作家は

支払を受けられるのか？

「」つした配信から得られた収益は原則63%が権利者に支払われます。権利者の特定と分配の管理のために、「版権レジストリ」と呼ばれる非常立法人が設立され、作家と出版社同数の理事が選ばれる予定です。

なお、2009年5月5日以前に

スキヤンされた作品については、解

決金として作品あたり60ドルなどを、権利者は受け取ることができます。

請求期限は2010年1月5日。

和解の効力が及ぶのは米国内での利用（米国内からアクセスするユーザーへの販売など）だけです。当然ですが、米国で和解が成立したからといって、グーグルが日本国内でも同じように配信ビジネスができる訳ではありません。おそらく日本では、「ブック検索」にとどまるのでしょう。裁判所は和解条件をすでに暫定承認しており、2009年7月以降に正式承認されれば和解発効となります。

4 日本の作家の選択肢は？

「」く大きづけばに言えば、日本の作家には次の選択肢があります。

- (1) 和解から離脱せず（除外通知をしなければ自然にそのままなる）、自分の作品の全部や一部について配信を認め、その印税分を受け取る。↓この場合、後記の和解管理サイトで自分の「アカウント」を作成して作品の「申請」と「管理」をおこなうなど、手続をすることになります。
- (2) 同じく和解にとどまらず、自分の作品は配信停止や削除を求める。↓やはり和解管理サイトで手続をおこなうことになります。
- (3) 和解から離脱する。↓この場合、今年の5月5日までに下記の和解管理サイトから、又は郵送にて「除外通知」を送る必要があります。するとその作家は和解とは関係がなくなるので、グーグルは、その作家の作品について配信などの利用はおそらくできません。しかし、スキャンと抜粋表示程度は、米国法に基づいておこなう可能性があります。

らく歓迎するでしょう。他方、作品の利用を望まない権利者がいれば、無論和解から離脱することはできます。しかしその場合には、過去のスキヤンへの解決金は受け取れない上、グーグルが自動的にスキヤン行為を止める保証はありません。止めさせよと思えば、また別に訴訟を提起しなければならないかもしれません。

逆に、このまま和解に乗れば、いつも通知することで配信ビジネスから書籍をはずすことができる。注意。もちろん、高率の印税配分が（なお、アメリカでのオンライン配信などを別の者に独占許諾している）ことになります。

「」の「挑戦」に日本のネット事業について、今後独占許諾する予定の作品については、和解に乗るのであれば、2011年4月5日までに前述の恒久的削除を検討すべきですので、要注意。もちろん、高率の印税配分が和解によってグーグルは1,000万単位の人々から配信許可を一挙に貰うのと同じ結果となる。クラスアクションの特異な制度でしょう。

和解によってグーグルは1,000万単位の人々から配信許可を一挙に貰うのと同じ結果となる。クラスアクションの特異な制度でしょう。

「」の「挑戦」に日本のネット事業者や権利者はどう答えるのでしょうか。権利者の和解離脱や和解条件への異議の期限は5月5日です。なお、以上は概略の説明ですので、迷つた専門家に相談しましょう。

（3月12日脱稿）

あります。

目立つのはグーグルの和解戦略のうまさでしょう。同社が和解に費やす1億2500万ドル（約120億円）は、同社の年間売上の1%にも

和解管理サイト

<http://books.google.com/books/rightsholders/>

もう少し詳しい「」

http://www.kotolaw.com/column_090210.html

- (1) の和解案、著者や出版社にとつてはなかなか巧妙なボールです。
- (2) 作品の広い普及を望む作家はおそ

5 離脱の期限は5月5日

（1）の和解案、著者や出版社にとつてはなかなか巧妙なボールです。

（2）

（3）

（4）

（5）

（6）

（7）

（8）

（9）

（10）

（11）

（12）

（13）

（14）

（15）

（16）

（17）

（18）

（19）

（20）

（21）

（22）

（23）

（24）

（25）

（26）

（27）

（28）

（29）

（30）

（31）

（32）

（33）

（34）

（35）

（36）

（37）

（38）

（39）

（40）

（41）

（42）

（43）

（44）

（45）

（46）

（47）

（48）

（49）

（50）

（51）

（52）

（53）

（54）

（55）

（56）

（57）

（58）

（59）

（60）

（61）

（62）

（63）

（64）

（65）

（66）

（67）

（68）

（69）

（70）

（71）

（72）

（73）

（74）

（75）

（76）

（77）

（78）

（79）

（80）

（81）

（82）

（83）

（84）

（85）

（86）

（87）

（88）

（89）

（90）

（91）

（92）

（93）

（94）

（95）

（96）

（97）

（98）

（99）

（100）

（101）

（102）

（103）

（104）

（105）

（106）

（107）

（108）

（109）

（110）

（111）

（112）

（113）

（114）

（115）

（116）

（117）

（118）

（119）

（120）

（121）

（122）

（123）

（124）

（125）

（126）

（127）

（128）

（129）

（130）

（131）

（132）

（133）

（134）

（135）

（136）

（137）

（138）

（139）

（140）

（141）

（142）

（143）

（144）

（145）

（146）

（147）

（148）

（149）

（150）

（151）